

徳島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

第一 徳島県知事選挙の投票

第二 徳島県議会議員一般選挙の投票